

平成 30 年 3 月吉日

お客様各位

株式会社 確認検査機構アネックス

代表取締役 稲垣 雄一

宅建法一部改正に伴う証明書発行業務について

平素は弊社をご愛顧頂き誠に有難うございます。

さて、今般、「宅地建物取引業法」の一部が改正（平成 30 年 4 月 1 日施工）され取引業者様による重要事項説明時には建築確認および検査済証の提示が必要となりました。そのため検査済証が不明な場合、それに代わる（確認済、検査済）等の証明書が必要となります。

弊社では従来、各種証明願い業務を無償で承っておりましたが、上記法改正に基づき下記の通り有償とする事と致しました。

何卒ご理解頂くとともに、今後とも変わらぬご愛顧を賜ります様心よりお願い申し上げます。

記

1. 確認済証明願い、中間検査合格証明願い、完了検査済証明願い

各種 1 件につき ¥2,000- (税込)

2. 実施日 平成 30 年 4 月 1 日から実施

以上